

**申告相談を  
延長しています**

国税庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告・納付期限を4月16日(木)まで延長することを発表しました。

国の方針を受け、町役場で行う申告相談は次のとおり期間を延長して実施することとしました。

**期間**  
4月16日(木)まで

**受付時間**  
○午前の部  
午前8時30分～11時  
(相談は午前9時から)  
○午後の部  
午後1時～4時  
(相談は午後1時から)

**受付場所**  
税務課(役場1階2番窓口)  
受付後、1階町民ホールでお待ちいただき、受付順に会場へご案内します。

**その他**  
○規模を縮小して行うため、待ち時間が長くなる場合や、佐久税務署での受付をご案内する場合がありますので、ご了承ください。  
○日にち別の地区指定はありません。

○毎週木曜日の時間延長は行いません。  
**問い合わせ先**  
税務課住民税係  
(32)3126

**特定計量器(はかり)  
定期検査の実施**

農産物や食品のパック詰め、学校での体重測定など、取引・証明に使用する特定計量器(はかり)は、計量法第19条の規定により、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

今年度は、町を対象とした定期検査が実施されます。特定計量器(はかり)を持参し、必ず検査を受けてください。  
日時・時間帯などについては、5月号の広報にてお知らせします。

**問い合わせ先**  
産業経済課商工観光係  
(32)3113  
長野県計量検定所  
0263(47)4006



**国民年金保険料  
学生納付特例  
制度のご案内**

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等です。

申請書は国保年金係(役場1階7番窓口)にもありますので、ご希望の方はお問い合わせください。

**引き続き国民年金保険料学生納付特例をご利用の方へ**  
学生納付特例制度により、令和元年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が届きます。

同一の学校に在学されている料金の一部を補助します。  
**補助金額**  
10アール当たり1万円の刈取り料のうち、3千円を町が補助します。

**そば生産者対象の補助事業を  
「活用ください」**

農業振興施策の一環として耕作放棄地等の解消を図るため、町ではそば生産者に対する支援を実施しています。

**そば種子無料頒布事業**  
町内の農地でそばを生産する方を対象に、種子を無償で頒布します。

**対象者** 町内耕作者  
※平成29年度以降に無料頒布を受けた方は、対象となりませんのでご注意ください。3年間、自己収穫種子を蒔いていただきます。

**種子の品種** しなの1号  
**頒布量**  
10アール当たり6kg  
**頒布時期** 7月中旬ごろ  
**申し込み**  
申込書は、産業経済課農政係にありますので、5月29日(金)までに申し込んでください。

**その他**  
頒布した種子を播種しなかった場合などは、返却または相当額の返還を請求します。

**そば刈取り事業**  
御代田町農業機械維持管理業務・運営業務委託契約を締結している団体にそばの刈取りを依頼し、生産者が支払うべき刈取

**問い合わせ先**  
産業経済課農政係  
(32)3113

る方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和2年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要)。

国民年金のご相談・手続き等については、次までお問い合わせください。

**問い合わせ先**  
小諸年金事務所  
(22)1080  
保健福祉課国保年金係  
(31)2512



**進学する学生の  
皆さまへ**

**国民健康保険  
住所地特例のご案内**

手続きをしないと無保険になる場合があります。国民健康保険に加入している学生が親元を離れて町外に転出した(住民票を移した)場合には、引き続き町から被保険者証を作成することができ

きます。

届出がない場合、転出先の市町村で国民健康保険に加入し、学生本人に国民健康保険料(税)の支払いが発生したり、無保険になる場合もあります。転出後、国保年金係(役場1階7番窓口)にお越しただくか、または郵送で、手続きをしてください。

**学生用被保険者証の申請に必要なもの**  
・在学証明書または学生証(学生証はコピー可)  
・今までの国保被保険者証の認め印

**学生用被保険者証の返還について**  
卒業などにより学生でなくなった場合には、手続きが必ず要です。

詳細は、お問い合わせください。  
**問い合わせ先**  
保健福祉課国保年金係  
(31)2512



**「くん」には農業委員会です**

問い合わせ先  
農業委員会事務局 (32)3113

**「ご存知ですか? 農業者年金のメリット**

① **確定拠出型で長期に安定した制度です**  
農業者年金は、積立方式の確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。

② **農業者の方は、広く加入できます**  
国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、また、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

脱退は、自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、支払った保険料は将来年金として受け取れます。

③ **保険料は自由に設定できます**  
毎月の保険料は、2万円から最高6万7千円まで千円単位で自由に設定することができます。払込み期間中でも保険料額の変更ができます。また、条件を満たす方は、保険料の補助制度を受けることができます。

④ **80歳までの保証が付いた終身年金です**  
年金は、終身で受け取れます。もし、80歳になられる前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳になるまでに受け取る予定であった金額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

⑤ **税制の優遇措置があります**  
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

農業者年金への加入をご希望される方は、農業委員会事務局までご連絡ください。